					修榮寛保二壬戌年八月二十二日の記があるもの　一 修榮寶暦六丙子年十月二十二日の記があるもの　一 修榮安永四乙未年閏十二月二十六日の記があるもの　一 修榮天明八戊申年五月二十二日の記があるもの　一 修榮享和三年癸亥四月二日の記があるもの　一 修榮天保四年癸巳七月二日の記があるもの　一 修榮天保十三年壬寅六月二十九日の記があるもの　一 修榮安政三年丙辰九月二十六日の記があるもの　一			
住吉大社 南門 東楽所 西楽所 石舞台	昭和四十九年文部省告示第七十九号	・幣殿及び渡殿　四棟 ・南高蔵　一棟 ・北高蔵　一棟 ・摂社大海神社幣殿及び渡殿　一棟 ・摂社大海神社西門　一棟 ・末社招魂社本殿（旧護摩堂）　一棟 ・附　住吉松葉大記　一九冊	住吉大社 幣殿及び渡殿（四棟） 南門 東楽所 西楽所 石舞台 南高蔵 北高蔵 摂社大海神社幣殿及び渡殿 摂社大海神社西門 末社招魂社本殿（旧護摩堂）	一三棟	第一殿より第四殿に至る四棟より成る 第一殿　幣殿　桁行五間、梁間二間、一重、切妻造、正面千鳥破風及び軒唐破風付、檜皮葺、渡殿　桁行二間、梁間一間、両下造、檜皮葺、鳥居付 第二殿より第四殿　幣殿　桁行三間、梁間二間、一重、切妻造、正面千鳥破風及び軒唐破風付、檜皮葺、渡殿　桁行二間、梁間一間、両下造、檜皮葺、鳥居付 四脚門、切妻造、本瓦葺 桁行一一間、梁間二間、一重、東面入母屋造、西面切妻造、本瓦葺 桁行五間、梁間二間、一重、西面入母屋造、東面切妻造、本瓦葺 石造桁橋及び石造高舞台、木造高欄付 桁行三間、梁間二間、板倉、寄棟造、本瓦葺 桁行三間、梁間二間、板倉、寄棟造、本瓦葺 幣殿　桁行三間、梁間二間、一重、切妻造、檜皮葺、渡殿　桁行二間、梁間一間、両下造、檜皮葺、鳥居付 四脚門、切妻造、本瓦葺 桁行三間、梁間三間、一重、入母屋造、向拝一間、本瓦葺 附・住吉松葉大記　一九冊 巻第二、巻第四、巻第六、巻第七、巻第八、巻第九、巻第十一、巻第十二、巻第十三、巻第十四、巻第十五、巻第十六、巻第十七、巻第十八、巻第十九、巻第二十、巻第二十一、巻第二十二、巻第二十三	住吉大社	大阪府大阪市住吉区住吉	大阪府大阪市住吉区住吉

○文部科学省告示第百七十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する。

平成二十二年十二月二十四日

文部科学大臣　髙木　義明

名称	所在地	区域	面積
五條市五條新町伝統的建造物群保存地区	奈良県五條市	五條市五條一丁目、本町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、二見一丁目及び二見四丁目の各一部	約七・〇ヘクタール

（備考）　区域に関する図面を、関係県の教育委員会並びに関係市の教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。